

平成30年 第1回 飯塚市議会定例会 議案

| 議案番号 | 件 名                        | 摘要 | ページ |
|------|----------------------------|----|-----|
| 1    | 平成29年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)    |    |     |
| 2    | 平成29年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第3号) |    |     |
| 3    | 平成30年度 飯塚市一般会計予算           |    |     |
| 4    | 平成30年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算     |    |     |
| 5    | 平成30年度 飯塚市介護保険特別会計予算       |    |     |
| 6    | 平成30年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算    |    |     |
| 7    | 平成30年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算  |    |     |
| 8    | 平成30年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算  |    |     |
| 9    | 平成30年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算   |    |     |
| 10   | 平成30年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算   |    |     |
| 11   | 平成30年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算      |    |     |
| 12   | 平成30年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算   |    |     |
| 13   | 平成30年度 飯塚市污水处理事業特別会計予算     |    |     |
| 14   | 平成30年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算     |    |     |
| 15   | 平成30年度 飯塚市水道事業会計予算         |    |     |

| 議案番号 | 件名                               | 摘要 | ページ |
|------|----------------------------------|----|-----|
| 16   | 平成30年度 飯塚市工業用水道事業会計予算            |    |     |
| 17   | 平成30年度 飯塚市下水道事業会計予算              |    |     |
| 18   | 平成30年度 飯塚市立病院事業会計予算              |    |     |
| 19   | 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例       |    | 5   |
| 20   | 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例       |    | 8   |
| 21   | 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例       |    | 11  |
| 22   | 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例              |    | 13  |
| 23   | 飯塚市税条例の一部を改正する条例                 |    | 15  |
| 24   | 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例           |    | 17  |
| 25   | 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例   |    | 26  |
| 26   | 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例           |    | 31  |
| 27   | 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例         |    | 35  |
| 28   | 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例          |    | 37  |
| 29   | 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例              |    | 40  |
| 30   | 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 |    | 45  |

| 議案番号 | 件名  | 摘要 | ページ |
|------|---|----|-----|
| 3 1  | 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例                           |    | 5 2 |
| 3 2  | 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例                                 |    | 5 4 |
| 3 3  | 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例                          |    | 5 6 |
| 3 4  | 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結                              |    | 6 0 |
| 3 5  | 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結                              |    | 7 0 |
| 3 6  | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更 |    | 7 9 |
| 3 7  | 市道路線の廃止   |    | 8 2 |
| 3 8  | 市道路線の認定   |    | 8 4 |
| 3 9  | 専決処分の承認(平成29年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号))                    |    | 8 8 |
| 4 0  | 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること                            |    |     |
| 4 1  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること                      |    |     |
| 4 2  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること                      |    |     |
| 4 3  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること                      |    |     |
| 4 4  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること                      |    |     |
| 4 5  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること                      |    |     |

| 議案番号       | 件名  | 摘要 | ページ |
|------------|---|----|-----|
| 4 6        | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること              |    |     |
| 4 7        | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること              |    |     |
| 4 8        | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること              |    |     |
| 4 9        | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること              |    |     |
| 5 0        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること                     |    |     |
| 5 1        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること                     |    |     |
| 5 2        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること                     |    |     |
| 5 3        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること                     |    |     |
| 5 4        | 監査委員の選任につき議会の同意を求めること                       |    |     |
| 報 告<br>第1号 | 平成29年度 飯塚市土地開発公社予算の補正                       |    | 8 9 |
| 報 告<br>第2号 | 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)       |    | 9 1 |
| 報 告<br>第3号 | 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)     |    | 9 3 |
| 報 告<br>第4号 | 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解) |    | 9 5 |
|            |   |    |     |
|            |   |    |     |

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

最終答申をもって、担任する事務が終了したことにより、「飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会」を廃止し、新たに新地方卸売市場の建設設計者を調査審議させるための附属機関を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部中

「

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会 | 卸売市場等の施設整備に関して調査審議すること。 |
|---------------------|-------------------------|

」を

「

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会 | 新地方卸売市場の建設設計者に関して調査審議すること。 |
|----------------------|----------------------------|

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表販路開拓支援補助金審査会委員の項の次に次のように加える。

|                     |    |         |
|---------------------|----|---------|
| 新地方卸売市場建設設計者選定委員会委員 | 日額 | 15,000円 |
|---------------------|----|---------|

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

| 新  |                      |                            | 旧   |                     |                         |
|--|----------------------|----------------------------|---|---------------------|-------------------------|
| ○飯塚市附属機関の設置に関する条例<br>別表(第2条関係)   |                      |                            | ○飯塚市附属機関の設置に関する条例<br>別表(第2条関係)                |                     |                         |
| 附属機関の属する執行機関   | 附属機関の名称              | 担任する事務                     | 附属機関の属する執行機関                                  | 附属機関の名称             | 担任する事務                  |
| 市長   | (略)                  | (略)                        | 市長  | (略)                 | (略)                     |
|  | 飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会 | 新地方卸売市場の建設設計者に関して調査審議すること。 |   | 飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会 | 卸売市場等の施設整備に関して調査審議すること。 |
|  | (略)                  | (略)                        |   | (略)                 | (略)                     |
| 教育委員会  | (略)                  | (略)                        | 教育委員会   | (略)                 | (略)                     |
| ○飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例<br>別表(第2条関係)                          |                      |                            | ○飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例<br>別表(第2条関係) |                     |                         |
| 区分   |                      | 報酬の額                       | 区分  |                     | 報酬の額                    |
| (略)  |                      | (略) (略)                    | (略)   |                     | (略) (略)                 |
| 販路開拓支援補助金審査会委員   |                      | (略) (略)                    | 販路開拓支援補助金審査会委員                                |                     | (略) (略)                 |
| 新地方卸売市場建設設計者選定委員会委員  |                      | 日額 15,000円                 |   |                     |                         |
| (略)  |                      | (略) (略)                    | (略)   |                     | (略) (略)                 |
| 附 則<br>(施行期日)  |                      |                            |   |                     |                         |
| 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br>(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)     |                      |                            |   |                     |                         |
| 2 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。<br>(略) |                      |                            |   |                     |                         |

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

最終答申をもって、担任する事務が終了したことにより、「飯塚市体育館等施設整備検討委員会」を廃止し、新たに、新体育館等建設の設計者を調査審議させるための附属機関を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部中

「

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 飯塚市体育館等施設整備検討委員会 | 体育館等の施設整備に関して調査審議すること。 |
|------------------|------------------------|

」を

「

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会 | 新体育館等の建設設計者に関して調査審議すること。 |
|--------------------|--------------------------|

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表行政協力員の項の前に次のように加える。

|                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| 新体育館等建設設計者選定委員会委員 | 日額 | 15,000円 |
|-------------------|----|---------|

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

| 新   |                    |                          | 旧  |                  |                        |
|---|--------------------|--------------------------|--|------------------|------------------------|
| ○飯塚市附属機関の設置に関する条例<br>別表(第2条関係)  |                    |                          | ○飯塚市附属機関の設置に関する条例<br>別表(第2条関係)               |                  |                        |
| 附属機関の属する執行機関  | 附属機関の名称            | 担任する事務                   | 附属機関の属する執行機関                                 | 附属機関の名称          | 担任する事務                 |
| 市長  | (略)                | (略)                      | 市長   | (略)              | (略)                    |
|   | (略)                | (略)                      |  | (略)              | (略)                    |
|   | 飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会 | 新体育館等の建設設計者に関して調査審議すること。 |  | 飯塚市体育館等施設整備検討委員会 | 体育館等の施設整備に関して調査審議すること。 |
|   | (略)                | (略)                      |  | (略)              | (略)                    |
| 教育委員会   | (略)                | (略)                      | 教育委員会  | (略)              | (略)                    |
| ○飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例<br>別表(第2条関係)  |                    |                          | ○飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例<br>別表(第2条関係) |                  |                        |
| 区分  | 報酬の額               |                          | 区分   | 報酬の額             |                        |
| (略)   | (略)                | (略)                      | (略)  | (略)              | (略)                    |
| 新体育館等建設設計者選定委員会委員   | 日額                 | 15,000円                  |  |                  |                        |
| 行政協力員   | (略)                | (略)                      | 行政協力員  | (略)              | (略)                    |
| <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br/>(飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。<br/>(略)</p> |                    |                          |  |                  |                        |

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

「飯塚市食育推進協議会」を、健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査審議させるための附属機関とするため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部中

「

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 飯塚市食育推進協議会 | 食育推進計画の策定に関して調査審議すること。 |
|------------|------------------------|

」を

「

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 飯塚市健康づくり・食育推進協議会 | 健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査審議すること。 |
|------------------|----------------------------------|

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

| 新                                     |                         |   | 旧            |                   |                               |
|---------------------------------------|-------------------------|---|--------------|-------------------|-------------------------------|
| 別表(第2条関係)                             |                         |   | 別表(第2条関係)    |                   |                               |
| 附属機関の属する執行機関                          | 附属機関の名称                 | 担任する事務                                  | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称           | 担任する事務                        |
| 市長                                    | (略)                     | (略)                                     | 市長           | (略)               | (略)                           |
|                                       | <u>飯塚市健康づくり・食育推進協議会</u> | <u>健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査審議すること。</u> |              | <u>飯塚市食育推進協議会</u> | <u>食育推進計画の策定に関して調査審議すること。</u> |
|                                       | (略)                     | (略)                                     |              | (略)               | (略)                           |
| 教育委員会                                 | (略)                     | (略)                                     | 教育委員会        | (略)               | (略)                           |
| <p>附 則<br/>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> |                         |   |              |                   |                               |

飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

組織の再編に伴い、職員定数を変更するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

飯塚市職員定数条例(平成18年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「755人」を「784人」に改め、同項第5号中「119人」を「90人」に改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 市が給料を負担しない職員

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項に掲げる職員が復職又は復帰した場合において、職員数が前条に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市職員定数条例 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>784人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>90人</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市が給料を負担しない職員</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる職員が復職又は復帰した場合において、職員数が前条に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> | <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>755人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>119人</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>県費負担職員</u></p> |

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第81号)が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「施行規則第10条の2の10」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市税条例 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(固定資産税の納税義務者等)<br/>                     第54条 (略)<br/>                     2～6 (略)<br/>                     7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の12</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則<br/>                     この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>(固定資産税の納税義務者等)<br/>                     第54条 (略)<br/>                     2～6 (略)<br/>                     7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他<u>施行規則第10条の2の10</u>で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> |



飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、国民健康保険税の税率を改定するため、本案を提出するもの。

#### 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に要する費用及び介護納付金の納付の」を「特別会計において負担する」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を

除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削り、「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び世帯別平等割額」を加える。

第4条第1項中「8.8」を「6.8」に改める。

第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

第6条中「23,200円」を「21,000円」に改める。

第6条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第8条の3」を「第8条の2」に、「28,500円」を「23,000円」に改め、同条第2号中「14,250円」を「11,500円」に改め、同条第3号中「21,375円」を「17,250円」に改める。

第7条中「3.1」を「2.8」に改める。

第8条を次のように改める。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,100円とする。

第8条の2を次のように改める。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円
- (2) 特定世帯 4,400円
- (3) 特定継続世帯 6,600円

第8条の3を削る。

第9条中「3.4」を「2.6」に改める。

第10条中「16,200円」を「9,100円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は1世帯について6,700円とする。

第24条第1号ア中「16,240円」を「14,700円」に、同号イ(ア)中「19,950円」を「16,100円」に、同号イ(イ)中「9,975円」を「8,050円」に、同号イ(ウ)中「14,963円」を「12,075円」に、同号ウ中「5,460円」を「5,670円」に、同号エ(ア)中「6,860円」を「6,160円」に、同号エ(イ)中「3,430円」を「3,080円」に、同号エ(ウ)中「5,145円」を「4,620円」に、同号オ中「11,340円」を「6,370円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

第24条第2号ア中「11,600円」を「10,500円」に、同号イ(ア)中「14,250円」を「11,500円」に、同号イ(イ)中「7,125円」を「5,750円」に、同号イ(ウ)中「10,688円」を「8,625円」に、同号ウ中「3,900円」を「4,050円」に、同号エ(ア)中「4,900円」を「4,400円」に、同号エ(イ)中「2,450円」を「2,200円」に、同号エ(ウ)中「3,675円」を「3,300円」に、同号オ中「8,100円」を「4,550円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

第24条第3号ア中「4,640円」を「4,200円」に、同号イ(ア)中「5,700円」を「4,600円」に、同号イ(イ)中「2,850円」を「2,300円」に、同号イ(ウ)中「4,275円」を「3,450円」に、同号ウ中「1,560円」を「1,620円」に、同号エ(ア)中「1,960円」を「1,760円」に、同号エ(イ)中「980円」を「880円」に、同号エ(ウ)中「1,470円」を「1,320円」に、同号オ中「3,240円」を「1,820円」に改め、同号に次のように加える。

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例 資料(新旧対照表)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(課税の根拠)</p> <p>第1条 この条例は、法令その他に定めがあるものを除くほか、本市の国民健康保険特別会計において負担する費用に充てるための国民健康保険税(以下「保険税」という。)の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) <u>基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要</u></p> | <p>(課税の根拠)</p> <p>第1条 この条例は、法令その他に定めがあるものを除くほか、本市の国民健康保険に要する費用及び介護納付金の納付の費用に充てるための国民健康保険税(以下「保険税」という。)の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</p> |

する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.8を乗じて算定する。

2 (略)

## 第5条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について21,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条の2 (略)

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.8を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第6条の2 (略)

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該

ない場合に限る。)をいう。次号、第8条の2及び第24条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の2及び第24条において同じ。)以外の世帯 23,000円

- (2) 特定世帯 11,500円
- (3) 特定継続世帯 17,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条の2 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円
- (2) 特定世帯 4,400円
- (3) 特定継続世帯 6,600円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の2 第3条第4項の世帯別平等割額は1世帯について6,700円とする。

世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条の3及び第24条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条の3及び第24条において同じ。)以外の世帯 28,500円

- (2) 特定世帯 14,250円
- (3) 特定継続世帯 21,375円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第8条 第3条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条の2 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,800円
- (2) 特定世帯 4,900円
- (3) 特定継続世帯 7,350円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,200円とする。

(保険税の減額)

第24条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,100円

(イ) 特定世帯 8,050円

(ウ) 特定継続世帯 12,075円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,670円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,160円

(イ) 特定世帯 3,080円

(ウ) 特定継続世帯 4,620円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,370円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,050円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,550円

(保険税の減額)

第24条 (略)

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,240円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,950円

(イ) 特定世帯 9,975円

(ウ) 特定継続世帯 14,963円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,460円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,860円

(イ) 特定世帯 3,430円

(ウ) 特定継続世帯 5,145円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,340円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,600円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,250円

(イ) 特定世帯 7,125円

(ウ) 特定継続世帯 10,688円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,900円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円

(イ) 特定世帯 2,450円

(ウ) 特定継続世帯 3,675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,100円



カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,620円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,760円

(イ) 特定世帯 880円

(ウ) 特定継続世帯 1,320円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,820円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,640円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,700円

(イ) 特定世帯 2,850円

(ウ) 特定継続世帯 4,275円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,560円

エ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,960円

(イ) 特定世帯 980円

(ウ) 特定継続世帯 1,470円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,240円

飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、福岡県国民健康保険運営方針に基づき、葬祭費の支給額を改定するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例

(飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例の一部改正)

第1条 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例(平成18年飯塚市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金」を「国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金」に改める。

(飯塚市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1条の見出し及び同条中「飯塚市が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会委員の定数」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の定数」に改め、同条中「飯塚市国民健康保険運営協議会」を「飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第5条第1項中「4万円」を「3万円」に改める。

(飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年飯塚市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「本文」を削り、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に葬祭が行われた被保険者に係る葬祭費の額については、なお従前の例による。
- 3 第3条の改正後の飯塚市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者について適用し、平成29年度分までの後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>○飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例(第1条関係)<br/>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立て、保険給付費、<u>国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金及び保健事業費等の財源に充てるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、保険給付費、<u>国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金</u>及び保健事業費等の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>  | <p>○飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例(第1条関係)<br/>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立て、保険給付費、<u>老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費等の財源に充てるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、保険給付費、<u>老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金</u>及び保健事業費等の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>   |
| <p>○飯塚市国民健康保険条例(第2条関係)</p> <p>目次</p> <p>第2章 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(第2条・第3条)<br/>(飯塚市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 飯塚市が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u><br/>(国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の定数)</p> <p>第2条 <u>飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>3万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>○飯塚市国民健康保険条例(第2条関係)</p> <p>目次</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>(第2条・第3条)<br/>(飯塚市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 飯塚市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u><br/>(国民健康保険運営協議会委員の定数)</p> <p>第2条 <u>飯塚市国民健康保険運営協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>4万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>○飯塚市後期高齢者医療に関する条例(第3条関係)<br/>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の</p>  | <p>○飯塚市後期高齢者医療に関する条例(第3条関係)<br/>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項本文の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 (略)</p> | <p>等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等をした際に、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>附 則</p> <p>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</p> <p>第2条 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、<u>第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第1期 10月1日から同月31日まで</u></p> <p>(2) <u>第2期 11月1日から同月30日まで</u></p> <p>(3) <u>第3期 12月1日から同月30日まで</u></p> <p>(4) <u>第4期 1月1日から同月31日まで</u></p> <p>(5) <u>第5期 2月1日から同月末日まで</u></p> <p>(6) <u>第6期 3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2 <u>平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について、第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における、市長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に葬祭が行われた被保険者に係る葬祭費の額については、なお従前の例による。</p> <p>3 第3条の改正後の飯塚市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者について適用し、平成29</p>   |   |

年度分までの後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者については、なお従前の例による。

飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

文化行政に係る規定のうち、教育委員会に権限があるものについて、関係条例の規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例

(飯塚市文化振興基本条例の一部改正)

第1条 飯塚市文化振興基本条例(平成18年飯塚市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(飯塚市文化会館条例の一部改正)

第2条 飯塚市文化会館条例(平成18年飯塚市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条及び第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第18条中「定めるところによる。」の次に「この場合において、同条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。(第6条、第7条、第9条及び第10条を除く。)」を加える。

(旧伊藤伝右衛門邸条例の一部改正)

第3条 旧伊藤伝右衛門邸条例(平成19年飯塚市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第5条及び第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第8条第1項の規定による市長の指定を受けている者(以下「市長指定管理者」という。)は、施行日に同項の規定による教育委員会の指定を受けたものとみなす。
- 3 前項の場合において、当該指定を受けたものとみなされる者(以下「教育委員会指定管理者」という。)に係る指定の期間は、施行日における市長指定管理者としての指定に係る期間の残存期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際市長指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は市長指定管理者に対してされている申請その他の行為は、施行日以後においては、教育委員会指定管理者がした利用の許可その他の行為又は教育委員会指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。



飯塚市文化振興基本条例等 資料(新旧対照表)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>○飯塚市文化振興基本条例(第1条関係)<br/>(文化振興審議会の設置)</p> <p>第13条 <u>教育委員会</u>の諮問に応じ、文化振興施策に関する重要事項を調査審議するため、飯塚市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、文化の振興に関する事項について、<u>教育委員会</u>に意見を述べることができる。<br/>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>  | <p>○飯塚市文化振興基本条例(第1条関係)<br/>(文化振興審議会の設置)</p> <p>第13条 <u>市長</u>の諮問に応じ、文化振興施策に関する重要事項を調査審議するため、飯塚市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、文化の振興に関する事項について、<u>市長</u>に意見を述べることができる。<br/>(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>   |
| <p>○飯塚市文化会館条例(第2条関係)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し<u>教育委員会</u>が必要であると認めること。<br/>(休館日及び休場日)</p> <p>第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に会館を休館し、若しくは広場を休場することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)<br/>(開館時間及び利用時間)</p> <p>第6条 会館の開館時間及び広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、これらを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)<br/>(駐車場の特例)</p> <p>第18条 駐車場の管理については、飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)の定めるところによる。<u>この場合において、同条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。(第6条、第7条、第9条及び第10条を除く。)</u></p> | <p>○飯塚市文化会館条例(第2条関係)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し<u>市長</u>が必要であると認めること。<br/>(休館日及び休場日)</p> <p>第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に会館を休館し、若しくは広場を休場することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)<br/>(開館時間及び利用時間)</p> <p>第6条 会館の開館時間及び広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、これらを変更することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)<br/>(駐車場の特例)</p> <p>第18条 駐車場の管理については、飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)の定めるところによる。</p> |
| <p>○旧伊藤伝右衛門邸条例(第3条関係)<br/>(休館日)</p> <p>第3条 伊藤邸の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p>   | <p>○旧伊藤伝右衛門邸条例(第3条関係)<br/>(休館日)</p> <p>第3条 伊藤邸の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(1)・(2) (略)<br/>(開館時間)<br/>第4条 伊藤邸の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。<br/>(利用の制限)<br/>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊藤邸への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。<br/>(1)～(4) (略)<br/>(委任)<br/>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>   | <p>(1)・(2) (略)<br/>(開館時間)<br/>第4条 伊藤邸の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。<br/>(利用の制限)<br/>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊藤邸への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。<br/>(1)～(4) (略)<br/>(委任)<br/>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |
| <p>附 則<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br/>(経過措置)<br/>2 この条例の施行の際現に飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第8条第1項の規定による市長の指定を受けている者(以下「市長指定管理者」という。)は、施行日に同項の規定による教育委員会の指定を受けたものとみなす。<br/>3 前項の場合において、当該指定を受けたものとみなされる者(以下「教育委員会指定管理者」という。)に係る指定の期間は、施行日における市長指定管理者としての指定に係る期間の残存期間と同一の期間とする。<br/>4 この条例の施行の際市長指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は市長指定管理者に対してされている申請その他の行為は、施行日以後においては、教育委員会指定管理者がした利用の許可その他の行為又は教育委員会指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。</p> |  |

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

日曜日及び祝日に街なか子育てひろばを開所することにつき必要な規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市子育て支援センター条例(平成23年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

支援センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

(1) 筑穂子育て支援センター、庄内子育て支援センター及び穎田子育て支援センター

ア 開所時間 午前8時30分から午後5時まで

イ 休所日

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日((イ)に掲げる休日を除く。)

(2) 街なか子育てひろば

ア 開所時間 午前8時30分から午後5時まで

イ 休所日 12月31日から翌年の1月3日までの日

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市子育て支援センター条例 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 <u>支援センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>筑穂子育て支援センター、庄内子育て支援センター及び穎田子育て支援センター</u></p> <p>ア <u>開所時間 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>イ <u>休所日</u></p> <p>(ア) <u>日曜日</u></p> <p>(イ) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(ウ) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日((イ)に掲げる休日を除く。)</u></p> <p>(2) <u>街なか子育てひろば</u></p> <p>ア <u>開所時間 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>イ <u>休所日 12月31日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> | <p>(開所時間及び休所日)</p> <p>第5条 <u>支援センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>開所時間 午前8時30分から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>休所日</u></p> <p>ア <u>日曜日</u></p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>ウ <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる休日を除く。)</u></p> <p>2 (略)</p> |

飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)その他の差別の解消を目的とした法令が施行されるなか、本市においても法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進するために必要な関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市人権擁護に関する条例(平成18年飯塚市条例第140号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例

第1条中「日本国憲法」の次に「及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令」を加え、「、いじめ」を削り、「をなくし」を「の解消を推進し」に、「平和で明るい地域社会の実現に寄与すること」を「差別のないまちづくりを実現すること」に改める。

第2条中「前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに」を「前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに」に改める。

第4条を次のように改める。

(相談体制の整備)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条を次のように改める。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(実態調査)

第7条 市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市人権擁護に関する条例 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><u>○飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例</u><br/>(目的)<br/>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。<br/>(市の責務)<br/>第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。<br/>(相談体制の整備)<br/>第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。<br/>(教育及び啓発活動の充実)<br/>第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。<br/>(実態調査)<br/>第7条 市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。<br/>(委任)<br/>第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。<br/>附 則<br/>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> | <p><u>○飯塚市人権擁護に関する条例</u><br/>(目的)<br/>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別、いじめ等あらゆる差別(以下「差別」という。)をなくし、人権擁護を図り、もって平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。<br/>(市の責務)<br/>第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。<br/>(市の施策の推進)<br/>第4条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要な施策の推進に努めるものとする。<br/>(啓発活動の充実)<br/>第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。<br/>(委任)<br/>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p> |

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

第7期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から3年間」に改め、同項第1号中「38,280円」を「39,600円」に改め、同項第2号中「57,420円」を「55,440円」に改め、同項第3号中「57,420円」を「59,400円」に改め、同項第4号中「68,900円」を「71,280円」に改め、同項第5号中「76,560円」を「79,200円」に改め、同項第6号中「91,870円」を「95,040円」に改め、「第7号イ」を削り、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「99,520円」を「102,960円」に、「190万円」を「200万円」に、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「114,840円」を「118,800円」に、「290万円」を「300万円」に、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「122,490円」を「134,640円」に、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「130,150円」を「142,560円」に、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「137,800円」を「150,480円」に、「第13号イ又は第14号イ」を「第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「145,460円」を「158,400円」に、「次号イ又は第14号イ」を「次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「153,120円」を「166,320



円」に、「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「160,770円」を「174,240円」に、「1千万円」を「950万円」に改め、「(1)に係る部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第16号イ」を加え、同項第15号中「168,430円」を「198,000円」に改め、同号を第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 182,160円

ア 合計所得金額が1千2百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 190,080円

ア 合計所得金額が1千8百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

第3条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から3年間」に、「34,450円」を「35,640円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飯塚市介護保険条例 資料(新旧対照表)

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,280円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,040円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>102,960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>134,640円</u></p> <p>ア (略)</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,280円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,420円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,420円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,560円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91,870円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>99,520円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>114,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>122,490円</u></p> <p>ア (略)</p> |

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 142,560円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,480円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 158,400円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 166,320円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 174,240円

ア 合計所得金額が950万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 182,160円

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 130,150円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 137,800円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 145,460円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 153,120円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 160,770円

ア 合計所得金額が1千万円未滿である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

ア 合計所得金額が1千2百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 190,080円

ア 合計所得金額が1千8百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 198,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,640円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 168,430円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,450円とする。

飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の施行により、平成30年4月1日から、市町村が介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことに伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出するものである。

### 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 基本方針(第4条)
- 第3章 人員に関する基準(第5条・第6条)
- 第4章 運営に関する基準(第7条—第15条)
- 第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第16条)
- 第6章 雑則(第17条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人(飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。

## 第2章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

## 第3章 人員に関する基準

(従業者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに、指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤である者を少なくとも1人置かなければならない。

2 介護支援専門員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
  - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第9条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第10条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護

支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章及びこの条例に基づく規則の規定(指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に係る規定に限る。)を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(設備及び備品等)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持)

第12条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(苦情処理)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合におい



ては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第14条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（暴力団員等の排除）

第15条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

#### 第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第16条 第2章、第3章及び前章（第13条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

#### 第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

の基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行期日から3年の間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

(飯塚市手数料条例の一部改正)

- 3 飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第6号介護保険法第78条の12において準用する第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

|   |                   |               |
|---|-------------------|---------------|
| 介護保険法第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査                     | 指定居宅介護支援事業者指定申請   | 1件につき 22,000円 |
| 介護保険法第79条の2第4項において準用する第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 | 指定居宅介護支援事業者指定更新申請 | 1件につき 15,000円 |

飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 資料(新旧対照表)

| 新  |                      |               | 旧  |                      |               |
|--|----------------------|---------------|--|----------------------|---------------|
| ○飯塚市手数料条例<br>別表(第2条関係)<br>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)関係   |                      |               | ○飯塚市手数料条例<br>別表(第2条関係)<br>(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)関係               |                      |               |
| 事務   | 名称                   | 金額            | 事務   | 名称                   | 金額            |
| (略)  | (略)                  | (略)           | (略)  | (略)                  | (略)           |
| 介護保険法第78条の12において準用する第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査   | 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請 | 1件につき 15,000円 | 介護保険法第78条の12において準用する第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 | 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請 | 1件につき 15,000円 |
| 介護保険法第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査  | 指定居宅介護支援事業者指定申請      | 1件につき 22,000円 |  |                      |               |
| 介護保険法第79条の2第4項において準用する第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査  | 指定居宅介護支援事業者指定更新申請    | 1件につき 15,000円 |  |                      |               |
| (略)  | (略)                  | (略)           | (略)  | (略)                  | (略)           |
| 備考 (略)   |                      |               | 備考 (略)   |                      |               |
| <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。<br/>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。<br/>(飯塚市手数料条例の一部改正)</p> <p>3 飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。<br/>(略)</p> |                      |               |  |                      |               |

飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

筑穂支所庁舎5階を整備し、住民のふれあいと交流の場として貸館業務を開始するにあたり、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

飯塚市ふれあい交流センター条例(平成25年飯塚市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表多目的室Eの項の次に次のように加える。

|        |         |        |      |
|--------|---------|--------|------|
| 多目的ホール | 211.41㎡ | 1時間につき | 920円 |
|--------|---------|--------|------|

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市ふれあい交流センター条例 資料(新旧対照表)

| 新   |         |        |      | 旧                      |         |        |      |
|---|---------|--------|------|------------------------|---------|--------|------|
| 別表(第13条関係)  |         |        |      | 別表(第13条関係)             |         |        |      |
| 室名  | 面積      | 施設使用料  |      | 室名                     | 面積      | 施設使用料  |      |
| (略)   | (略)     | (略)    | (略)  | (略)                    | (略)     | (略)    | (略)  |
| 多目的室E   | 125.50㎡ | 1時間につき | 700円 | 多目的室E                  | 125.50㎡ | 1時間につき | 700円 |
| 多目的ホール  | 211.41㎡ | 1時間につき | 920円 |                        |         |        |      |
| (略)   | (略)     | (略)    | (略)  | (略)                    | (略)     | (略)    | (略)  |
| 備考 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。<br>附 則<br>この条例は、平成30年4月1日から施行する。 |         |        |      | 備考 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。 |         |        |      |

飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成29年政令第156号)が施行されたことに伴い、都市公園における運動施設の面積について本市の割合を条例で定めるため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例

飯塚市都市公園条例(平成18年飯塚市条例第195号)の一部を次のように改正する。

第1条の6の次に次の1条を加える。

(運動施設に関する基準)

第1条の7 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市都市公園条例 資料(新旧対照表)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(特定公園施設の設置基準)<br/>                     第1条の6 (略)<br/>                     (運動施設に関する基準)<br/>                     第1条の7 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> | <p>(特定公園施設の設置基準)<br/>                     第1条の6 (略)</p> |
| <p>附 則<br/>                     この条例は、公布の日から施行する。</p>   |   |

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条



第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例 資料(新旧対照表)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> | <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> |

(1)～(6) (略)

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(1)～(6) (略)

4 (略)

嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定に基づき、本市と嘉麻市との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

嘉麻市との間における定住自立圏形成協定を締結するにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(平成29年飯塚市条例第27号)の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

## 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と嘉麻市(以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 飯塚市  
代表者 飯塚市長

乙 嘉麻市  
代表者 嘉麻市長

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

| 取組        | 取組の内容  | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-----------|--|--|--|
| 救急医療体制の確保 | 圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。</li> <li>・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。</li> <li>・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。</li> </ul> |

イ 福祉

| 取組                | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------------|---|--|--|
| 高齢者や障がい者への支援体制の充実 | 圏域の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていけるように、地域包括ケアシステムの構築、障がい者の地域活動支援及び相談支援体制などの充実に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。</li> <li>・乙及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。</li> <li>・甲及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。</li> </ul> |

ウ 子育て支援

| 取組             | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|----------------|---|--|--|
| 子育て支援体制の整備及び充実 | 圏域の子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など子育て支援体制の充実に取り組む。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。 | 甲及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。 |

エ 教育・文化

| 取組          | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------|---|--|--|
| 圏域の図書館の相互利用 | 圏域の図書館の図書資料等の共有化、図書館サービスの充実を図るため、図書館の相互利用に取り組む。 | 乙と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。 | 甲と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。 |

オ 産業振興

| 取組      | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------|---|---|---|
| 地場産業の振興 | 圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。 | ・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する | ・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する |



|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
|          |  | 事業の企画立案及び実施を行う。<br>・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。                                  | 事業の企画立案及び実施を行う。<br>・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。                                  |
| 産学官の連携推進 | 圏域に立地する九州工業大学、近畿大学との包括連携協定のもと、産学官の連携による新産業の創出などの事業に取り組む。 | 乙と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。 | 甲と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。 |

#### カ 環境衛生

| 取組                 | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|--------------------|---|--|--|
| 効率的なごみ処理の調査研究事業の推進 | ごみ処理施設におけるコストの軽減を図るため、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究に取り組む。 | 乙及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。 | 甲及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。 |

キ その他

| 取組          | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------|---|--|--|
| 消費生活相談体制の充実 | 圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図るとともに、消費生活センターの啓発普及に取り組む。 | 乙と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。 | 甲と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。 |

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

| 取組                      | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|-------------------------|---|---|---|
| 地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築 | 圏域住民の生活にかかる利便性向上を図るため、民間交通事業者の路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、広域的な地域公共交通体系の構築などに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。</li> <li>・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。</li> <li>・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。</li> </ul> |

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

| 取組                  | 取組の内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------------------|--|---|---|
| 圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進 | 圏域の食や文化、スポーツ、イベント等の地域資源を広く活用して、圏域内外へ積極的に情報発信を行うことで、交流人口を拡大させて圏域全体の活性化に繋げ、さらに地域ブランドを高めること | 乙と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。 | 甲と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。 |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | で、移住・定住の促進などに取り組む。  |   |   |
| 広域観光の推進 | 圏域に存在する様々な観光資源を活用し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。 | 乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。 | 甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。 |

ウ 消防・防災

| 取組        | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|-----------|---|---|---|
| 防災拠点の整備推進 | 圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。 | 乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。 | 甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。 |

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

| 取組                 | 取組の内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|--------------------|--|---|---|
| 圏域市町職員の人材育成及び交流の推進 | 圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。 | 乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。 | 甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。 |

桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定に基づき、本市と桂川町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

桂川町との間における定住自立圏形成協定を締結するにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(平成29年飯塚市条例第27号)の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

## 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と桂川町(以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 飯塚市  
代表者 飯塚市長

乙 桂川町  
代表者 桂川町長



別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

| 取組        | 取組の内容  | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-----------|--|--|--|
| 救急医療体制の確保 | 圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。</li> <li>・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。</li> <li>・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。</li> </ul> |

イ 福祉

| 取組                | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------------|---|--|--|
| 高齢者や障がい者への支援体制の充実 | 圏域の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていけるように、地域包括ケアシステムの構築、障がい者の地域活動支援及び相談支援体制などの充実に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。</li> <li>・乙及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。</li> <li>・甲及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。</li> </ul> |

ウ 子育て支援

| 取組             | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|----------------|---|--|--|
| 子育て支援体制の整備及び充実 | 圏域の子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など子育て支援体制の充実に取り組む。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。 | 甲及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。 |

エ 教育・文化

| 取組          | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------|---|--|--|
| 圏域の図書館の相互利用 | 圏域の図書館の図書資料等の共有化、図書館サービスの充実を図るため、図書館の相互利用に取り組む。 | 乙と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。 | 甲と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。 |

オ 産業振興

| 取組      | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------|---|---|---|
| 地場産業の振興 | 圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。 | ・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する | ・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する |

|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
|          |  | 事業の企画立案及び実施を行う。<br>・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。                                  | 事業の企画立案及び実施を行う。<br>・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。                                  |
| 産学官の連携推進 | 圏域に立地する九州工業大学、近畿大学との包括連携協定のもと、産学官の連携による新産業の創出などの事業に取り組む。 | 乙と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。 | 甲と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。 |

カ その他

| 取組          | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|-------------|---|--|--|
| 消費生活相談体制の充実 | 圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図るとともに、消費生活センターの啓発普及に取り組む。 | 乙と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。 | 甲と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。 |

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

| 取組                      | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|-------------------------|---|---|---|
| 地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築 | 圏域住民の生活にかかる利便性向上を図るため、民間交通事業者の路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、広域的な地域公共交通体系の構築などに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。</li> <li>・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。</li> <li>・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。</li> </ul> |

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

| 取組                  | 取組の内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------------------|--|---|---|
| 圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進 | 圏域の食や文化、スポーツ、イベント等の地域資源を広く活用して、圏域内外へ積極的に情報発信を行うことで、交流人口を拡大させて圏域全体の活性化に繋げ、さらに地域ブランドを高めること | 乙と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。 | 甲と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。 |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | で、移住・定住の促進などに取り組む。  |   |   |
| 広域観光の推進 | 圏域に存在する様々な観光資源を活用し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。 | 乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。 | 甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。 |

ウ 消防・防災

| 取組        | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|-----------|---|---|---|
| 防災拠点の整備推進 | 圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。 | 乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。 | 甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。 |

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

| 取組                 | 取組の内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|--------------------|--|---|---|
| 圏域市町職員の人材育成及び交流の推進 | 圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。 | 乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。 | 甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。 |

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成30年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

福岡県市町村職員退職手当組合規約(昭和36年県指令36地第903号許可)の一部を次のように改正する。

別表第1築上郡の項中「，豊前広域環境施設組合」を削る。

別表第2第5区の項中「豊前広域環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

# 福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

別表第1 (第2条関係)

| 新   |   | 旧   |   |
|-----|---|-----|---|
|     | 組 合 市 町 村   |     | 組 合 市 町 村   |
| 市   | 筑紫野市, 大野城市, 小郡市, 宗像市, 太宰府市, 古賀市, 福津市, うきは市, 柳川市, 宮若市, 朝倉市, 飯塚市, 嘉麻市, 中間市, 八女市, みやま市, 糸島市  | 市   | 筑紫野市, 大野城市, 小郡市, 宗像市, 太宰府市, 古賀市, 福津市, うきは市, 柳川市, 宮若市, 朝倉市, 飯塚市, 嘉麻市, 中間市, 八女市, みやま市, 糸島市  |
| 粕屋郡 | 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 粕屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, 粕屋郡篠栗町外一市五町財産組合, 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合   | 粕屋郡 | 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 粕屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, 粕屋郡篠栗町外一市五町財産組合, 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合   |
| 嘉穂郡 | 桂川町, ふくおか県央環境施設組合, 飯塚地区消防組合, 飯塚市・桂川町衛生施設組合  | 嘉穂郡 | 桂川町, ふくおか県央環境施設組合, 飯塚地区消防組合, 飯塚市・桂川町衛生施設組合  |
| 朝倉郡 | 筑前町, 東峰村, 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合, 甘木・朝倉・三井環境施設組合   | 朝倉郡 | 筑前町, 東峰村, 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合, 甘木・朝倉・三井環境施設組合   |
| 三井郡 | 大刀洗町, 久留米市外三市町高等学校組合, 両筑衛生施設組合  | 三井郡 | 大刀洗町, 久留米市外三市町高等学校組合, 両筑衛生施設組合  |
| 三潞郡 | 大木町, 花宗太田土木組合   | 三潞郡 | 大木町, 花宗太田土木組合   |
| 八女郡 | 広川町, 花宗用水組合, 八女地区消防組合   | 八女郡 | 広川町, 花宗用水組合, 八女地区消防組合   |
| 京都郡 | 苅田町, みやこ町   | 京都郡 | 苅田町, みやこ町   |
| 田川郡 | 香春町, 添田町, 大任町, 赤村, 川崎町, 糸田町, 福智町, 田川郡東部環境衛生施設組合, 福岡県田川地区消防組合, 下田川清掃施設組合   | 田川郡 | 香春町, 添田町, 大任町, 赤村, 川崎町, 糸田町, 福智町, 田川郡東部環境衛生施設組合, 福岡県田川地区消防組合, 下田川清掃施設組合   |
| 築上郡 | 吉富町, 上毛町, 築上町, 吉富町外1町環境衛生事務組合, 築上郡自治会館等資産管理組合, 吉富町外一市中学校組合, 豊前市外二町清掃施設組合, 京築広域市町村圏事務組合  | 築上郡 | 吉富町, 上毛町, 築上町, 吉富町外1町環境衛生事務組合, 築上郡自治会館等資産管理組合, 吉富町外一市中学校組合, 豊前市外二町清掃施設組合, <u>豊前広域環境施設組合</u> , 京築広域市町村圏事務組合  |
| その他 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, 浮羽老人ホーム組合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 東山老人ホーム組合, 有明生活環境施設組合, 久留米広域市町村圏事務組合 | その他 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, 浮羽老人ホーム組合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 東山老人ホーム組合, 有明生活環境施設組合, 久留米広域市町村圏事務組合 |



# 福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

別表第2（第5条関係）

| 新          |   |                       |                           | 旧          |   |                       |                           |
|------------|---|-----------------------|---------------------------|------------|---|-----------------------|---------------------------|
| 議員の選挙区及び定数 |   |                       |                           | 議員の選挙区及び定数 |   |                       |                           |
|            | 選 挙 区   | 組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数 | 組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数 |            | 選 挙 区   | 組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数 | 組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数 |
| 第1区        | 筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市<br>福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地区事務組合 浮羽老人ホーム組合 うきは久留米環境施設組合  | 2人                    | 2人                        | 第1区        | 筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市<br>福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地区事務組合 浮羽老人ホーム組合 うきは久留米環境施設組合  | 2人                    | 2人                        |
| 第2区        | 柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女市 ふくおか県央環境施設組合 飯塚地区消防組合 飯塚市・桂川町衛生施設組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 東山老人ホーム組合 有明生活環境施設組合  | 2人                    | 2人                        | 第2区        | 柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女市 ふくおか県央環境施設組合 飯塚地区消防組合 飯塚市・桂川町衛生施設組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 東山老人ホーム組合 有明生活環境施設組合  | 2人                    | 2人                        |
| 第3区        | 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑昇華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施設組合 | 2人                    | 2人                        | 第3区        | 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑昇華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施設組合 | 2人                    | 2人                        |
| 第4区        | 大刀洗町 大木町 広川町 久留米市外三市町高等学校組合 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合   | 1人                    | 1人                        | 第4区        | 大刀洗町 大木町 広川町 久留米市外三市町高等学校組合 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合   | 1人                    | 1人                        |
| 第5区        | 桂川町 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設組合 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施設組合 福岡県田川地区消防組合 下田川清掃施設組合                               | 2人                    | 2人                        | 第5区        | 桂川町 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設組合 <u>豊前広域環境施設組合</u> 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施設組合 福岡県田川地区消防組合 下田川清掃施設組合             | 2人                    | 2人                        |

## 市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

平成30年2月22日提出

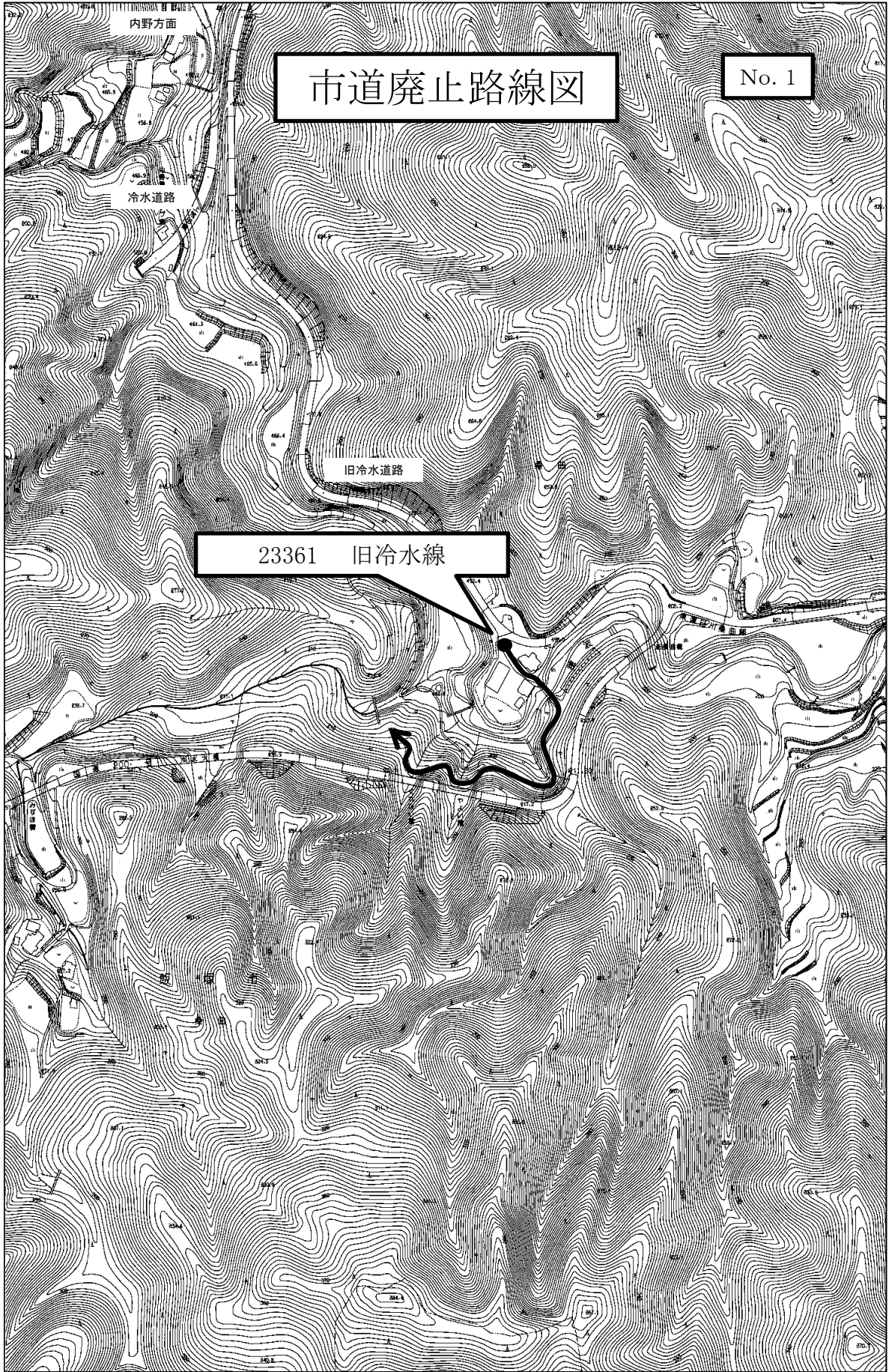
飯塚市長 片 峯 誠

## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

## 市道廃止路線明細

| 一連<br>番号 | 路線<br>番号 | 路線名  | 起点       | 終点        | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) | 図面<br>番号 |
|----------|----------|------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1        | 23361    | 旧冷水線 | 桑曲5131地先 | 桑曲216-4地先 | 4.1       | 403.3     | No.1     |
|          |          |      |          | 合 計       |           | 403.3     |          |



## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

平成30年2月22日提出

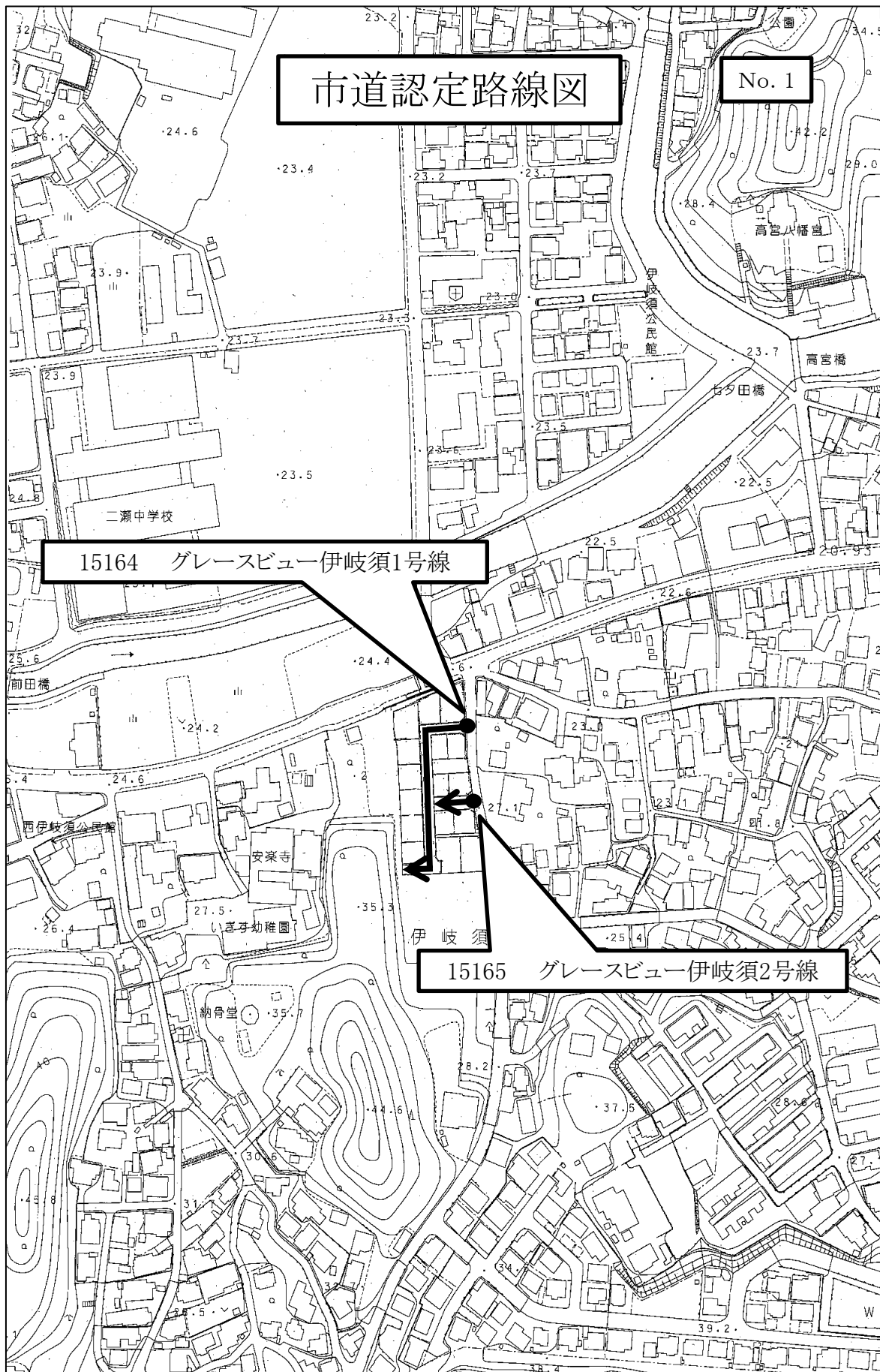
飯塚市長 片 峯 誠

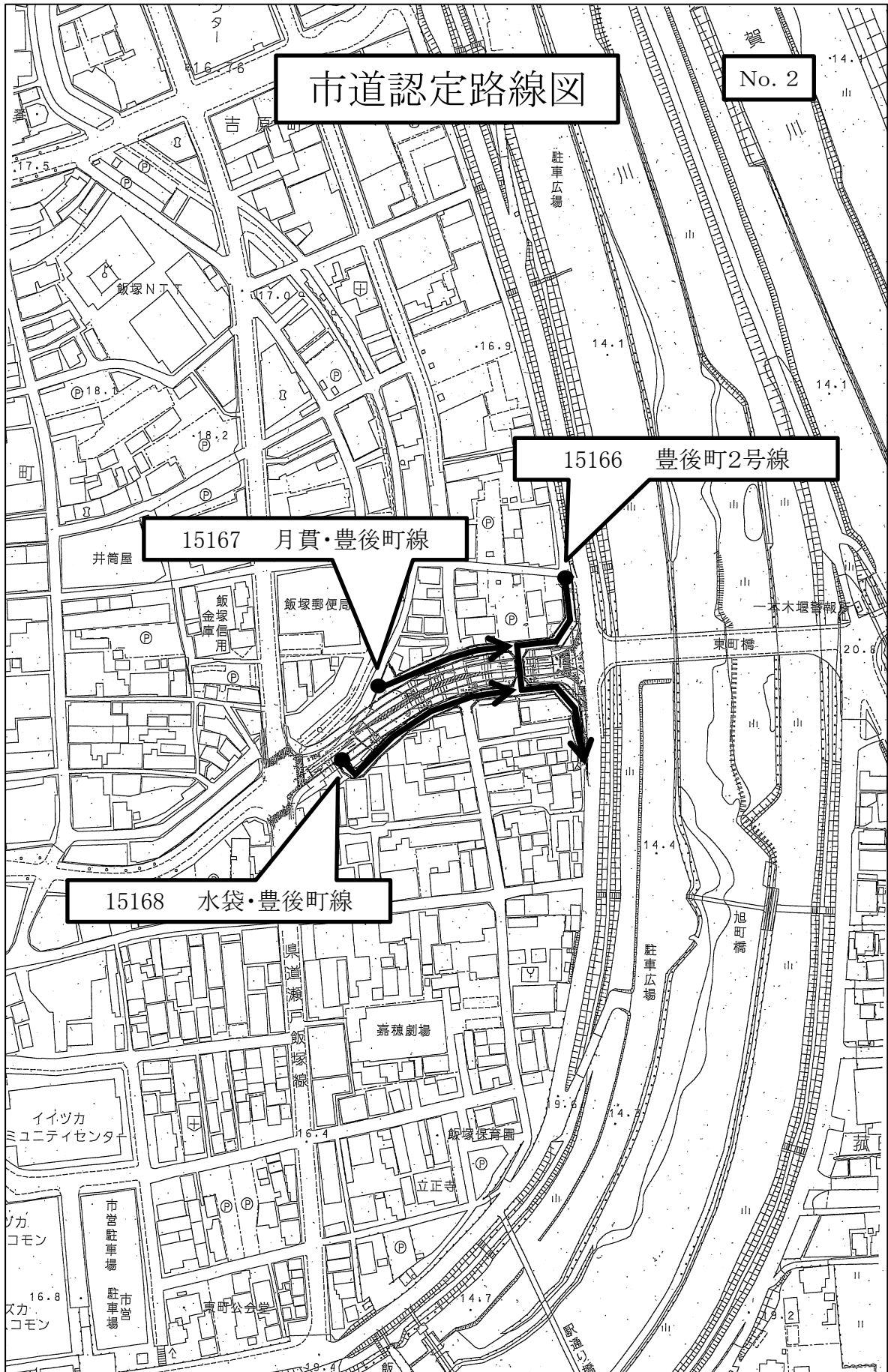
## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

| 一連<br>番号 | 路線<br>番号 | 路線名           | 起点          | 終点          | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) | 図面<br>番号 |
|----------|----------|---------------|-------------|-------------|-----------|-----------|----------|
| 1        | 15164    | グレースビュー伊岐須1号線 | 伊岐須395-15地先 | 伊岐須406-5地先  | 6.7       | 115.0     | No. 1    |
| 2        | 15165    | グレースビュー伊岐須2号線 | 伊岐須395-19地先 | 伊岐須395-18地先 | 6.0       | 26.0      | No. 1    |
| 3        | 15166    | 豊後町2号線        | 飯塚433-6地先   | 飯塚443-1地先   | 6.0       | 130.0     | No. 2    |
| 4        | 15167    | 月貫・豊後町線       | 飯塚417-20地先  | 飯塚431-9地先   | 6.4       | 70.0      | No. 2    |
| 5        | 15168    | 水袋・豊後町線       | 飯塚413-5地先   | 飯塚440-4地先   | 5.5       | 100.0     | No. 2    |
| 6        | 33540    | 秋松・古川線        | 秋松41-2地先    | 秋松42-10地先   | 6.7       | 128.0     | No. 3    |
|          |          |               |             | 合 計         |           | 569.0     |          |





市道認定路線図

No. 2

15166 豊後町2号線

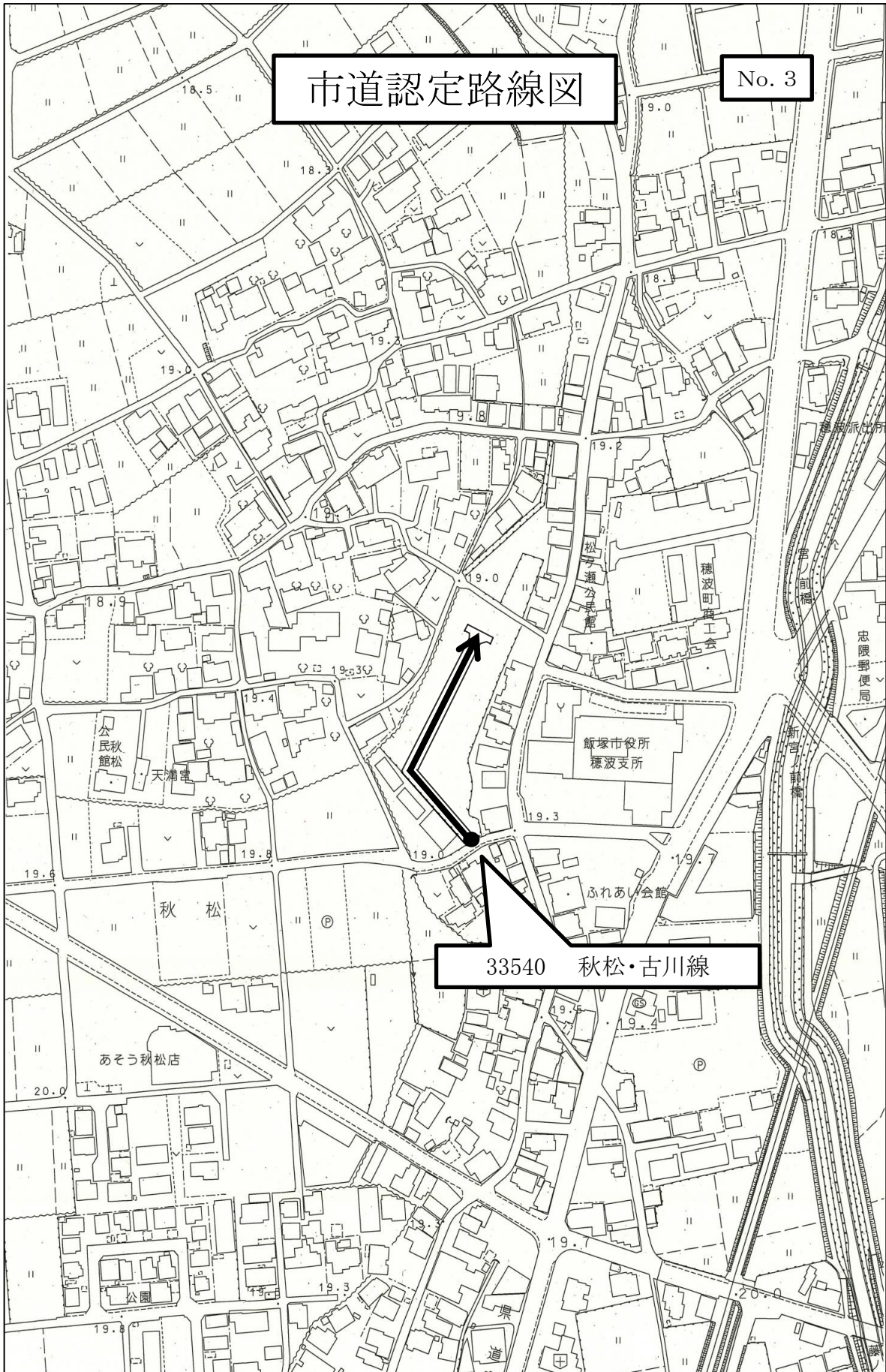
15167 月貫・豊後町線

15168 水袋・豊後町線



市道認定路線図

No. 3



33540 秋松・古川線

専決処分の承認(平成29年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年2月9日専決

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)



平成29年度飯塚市土地開発公社予算の補正

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度飯塚市土地開発公社予算の補正を次のとおり報告する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度 飯塚市土地開発公社補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成29年度飯塚市土地開発公社補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

|     |            | 収 入      |         | ( 計 )                   |  |
|-----|------------|----------|---------|-------------------------|--|
|     |            | (既決額)    | (補正予定額) |                         |  |
| 第1款 | 事業収益       | 46 千円    | 42 千円   | 88 千円                   |  |
| 第1項 | 公有地取得事業収益  | 0 千円     | 0 千円    | 0 千円                    |  |
| 第2項 | 附帯等事業収益    | 46 千円    | 42 千円   | 88 千円                   |  |
| 第2款 | 事業外収益      | 5,833 千円 | 222 千円  | 6,055 千円                |  |
| 第1項 | 受取利息       | 1 千円     | 0 千円    | 1 千円                    |  |
| 第2項 | 雑収益        | 5,832 千円 | 222 千円  | 6,054 千円                |  |
|     | 収 入 合 計    | 5,879 千円 | 264 千円  | 6,143 千円                |  |
|     |            | 支 出      |         | ( 計 )                   |  |
|     |            | (既決額)    | (補正予定額) |                         |  |
| 第1款 | 事業原価       | 0 千円     | 0 千円    | 0 千円                    |  |
| 第2款 | 販売費及び一般管理費 | 9,096 千円 | 271 千円  | 9,367 千円                |  |
| 第1項 | 販売費及び一般管理費 | 9,096 千円 | 271 千円  | 9,367 千円                |  |
|     | 支 出 合 計    | 9,096 千円 | 271 千円  | 9,367 千円                |  |
|     |            |          |         | (収益的収入支出差引額 △ 3,224 千円) |  |

平成29年度 飯塚市土地開発公社補正予算実施計画  
収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

| 款 | 項       | 目          | 既 決 額 | 補正予定額 | 計     | 説 明         |
|---|---------|------------|-------|-------|-------|-------------|
| 1 | 事業収益    |            | 46    | 42    | 88    |             |
|   | 1       | 公有地取得事業収益  | 0     | 0     | 0     |             |
|   |         | 1 公有用地売却収益 | 0     | 0     | 0     |             |
|   | 2       | 附帯等事業収益    | 46    | 42    | 88    | 42 貸借借料増    |
| 2 | 事業外収益   |            | 5,833 | 222   | 6,055 |             |
|   | 1       | 受取利息       | 1     | 0     | 1     |             |
|   |         | 1 受取利息     | 1     | 0     | 1     |             |
|   | 2       | 雑収益        | 5,832 | 222   | 6,054 |             |
|   |         | 1 運営費補助金   | 5,832 | 222   | 6,054 | 222 飯塚市補助金増 |
|   | 収 入 合 計 |            | 5,879 | 264   | 6,143 |             |

支 出

(単位：千円)

| 款 | 項          | 目          | 既 決 額 | 補正予定額 | 計     | 説 明                 |
|---|------------|------------|-------|-------|-------|---------------------|
| 1 | 事業原価       |            | 0     | 0     | 0     |                     |
| 2 | 販売費及び一般管理費 |            | 9,096 | 271   | 9,367 |                     |
|   | 1          | 販売費及び一般管理費 | 9,096 | 271   | 9,367 |                     |
|   |            | 1 経費       | 9,096 | 271   | 9,367 | 5 備用品費増<br>266 負担金増 |
|   | 支 出 合 計    |            | 9,096 | 271   | 9,367 |                     |

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年1月28日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 178,200円

1 事故発生の日時、場所

平成29年11月28日(火) 午前9時35分頃

飯塚市西徳前地内 相手方敷地内駐車場

2 事故の概要

環境対策課職員が方向転換のために塵芥車を走行させていたところ、塵芥車後方上部分を駐車場天井(壁面)に接触、損傷させたもの。

3 損害の状況 物的損害 相手方 駐車場天井(壁面)部分  
市 側 なし

4 事故発生の原因

職員が民有地での方向転換を試みたこと及び同乗者に誘導をさせなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

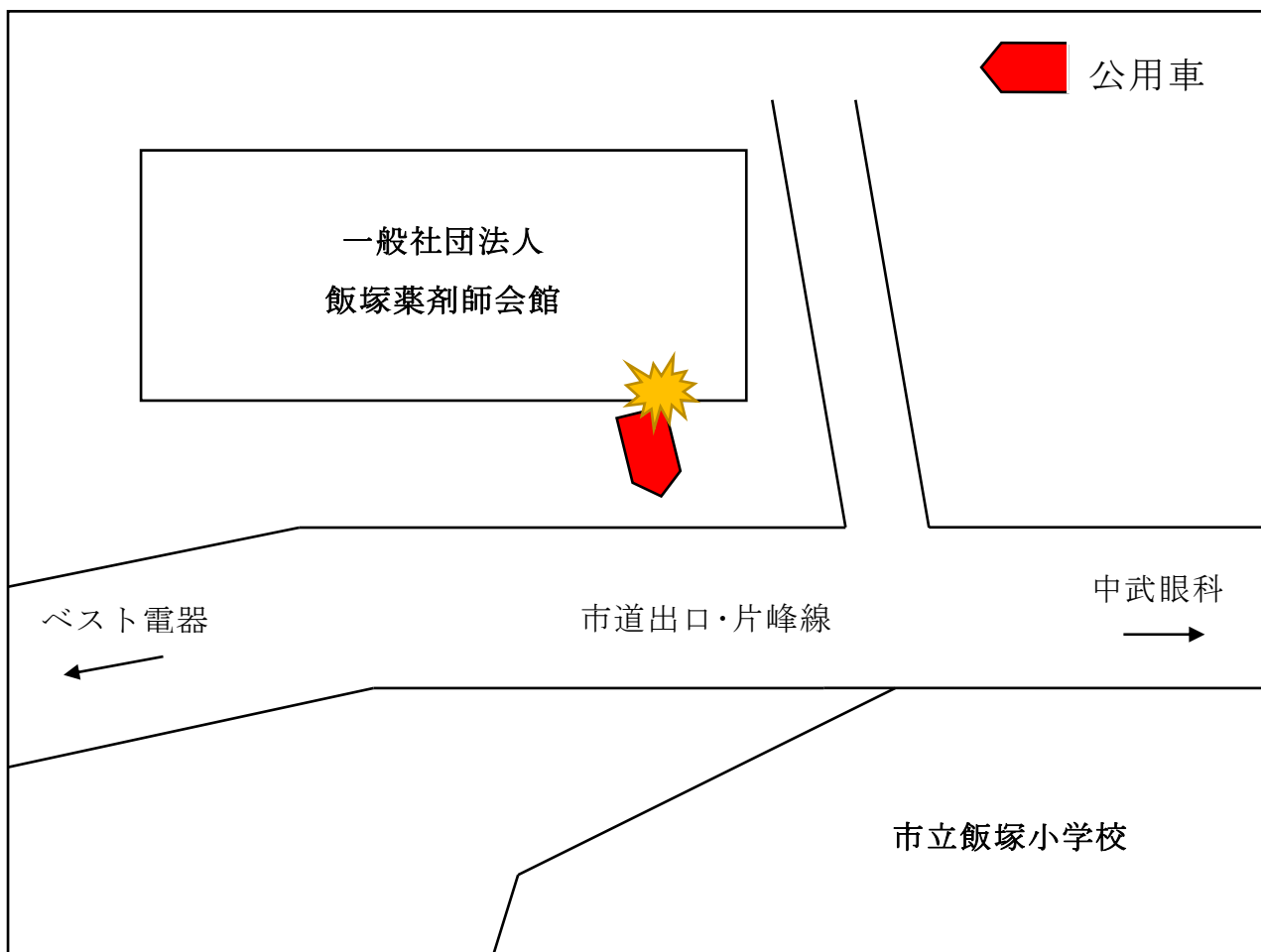
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の天井修繕料の178,200円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

| 区 分 |       | 損 害 額     | 負 担 区 分        |                |
|-----|-------|-----------|----------------|----------------|
|     |       |           | 市<br>過失割合 100% | 相手方<br>過失割合 0% |
| 相手方 | 天井修繕料 | 178,200 円 | 178,200 円      | 0 円            |

7 事故現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年2月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 93,069円

1 事故発生の日時、場所

平成29年12月29日(金) 午後1時頃

飯塚市吉北地内

2 事故の概要

平成29年12月29日(金)午後1時頃、健康の森公園の駐車場内において、相手方が駐車した位置から後進中、浮いている状態の側溝蓋に気付かず、車両が踏んだ衝撃で跳ね上がった側溝蓋がフロントバンパー等に引っ掛かり、車両に損傷を与えたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 フロントバンパー等損傷

4 示談の内容

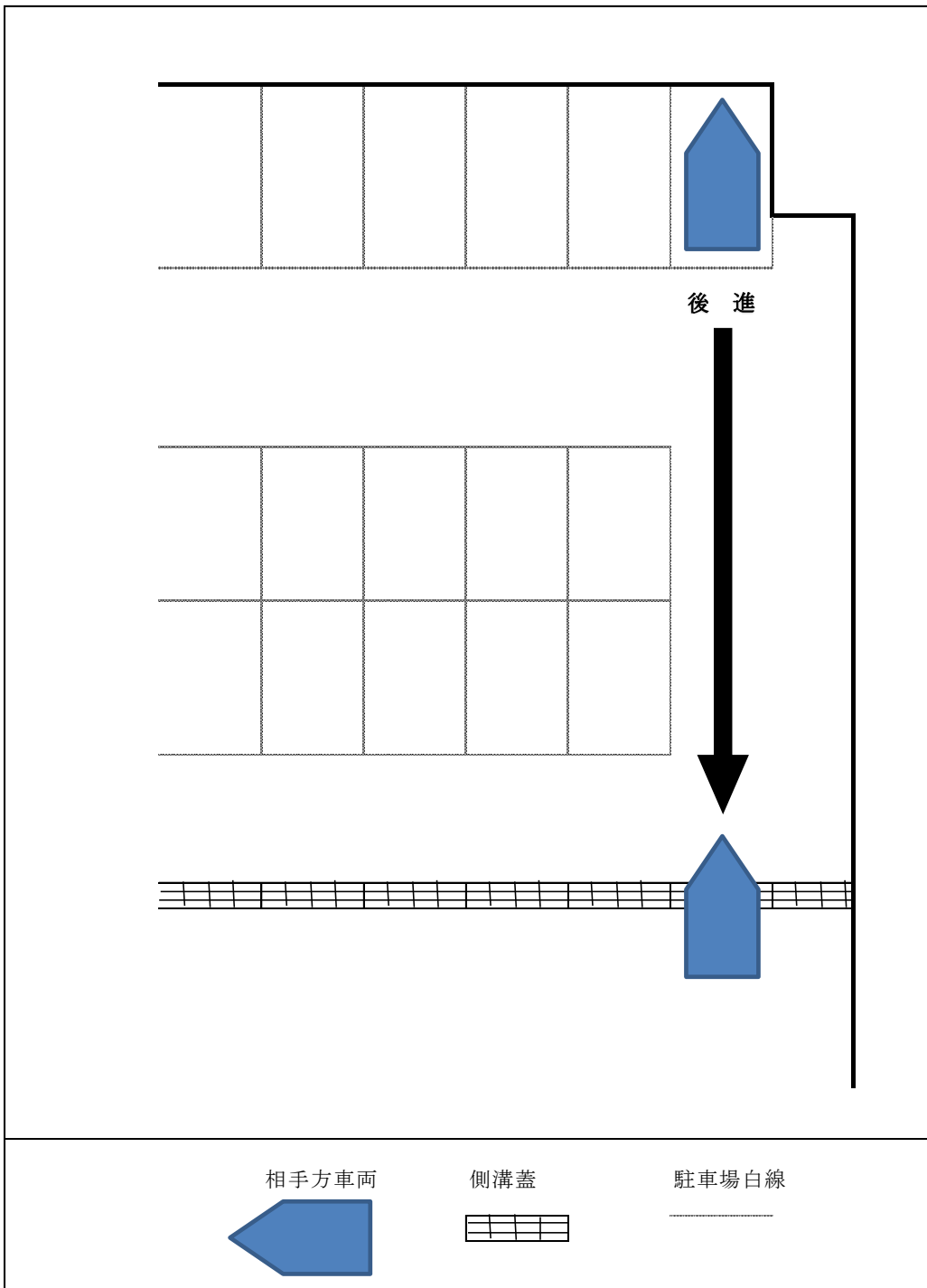
(1) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の車両修繕料の93,069円を相手方に支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額116,336円のうち、市の過失割合80%

6 事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年2月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 35,176円

1 事故発生の日時、場所

平成29年12月1日(金) 午後9時頃

飯塚市柏の森地内 市道帯田・黒ノ本線

2 事故の概要

平成29年12月1日(金)午後9時頃、相手方がアパートの駐車場に駐車するため、側溝に乗り上げて切り返そうとしたところ、グレーチング蓋が側溝内に落ち込んでいたことにより、側溝に車両左前輪がはまり、車両左側ドアを損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 左側ドア損傷

4 示談の内容

- (1) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方に対し損害賠償金35,176円を支払う。
- (2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において一切異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額50,252円のうち、市の過失割合70%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

# 事故現場見取図

飯塚市柏の森地内

